

## 群馬県後期高齢者医療広域連合告示第 4 号

群馬県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る保険料減免要綱(平成 23 年広域連合告示第 6 号)の一部を次のように改正する。

平成 27 年 3 月 23 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

### 記

群馬県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る保険料減免要綱の一部を改正する告示

第 1 条中「(以下「大震災に係る減免」とする。)」を「(以下「大震災に係る減免」という。)」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号中「額」を「額。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、前条第 2 号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、又又はル(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ又はヌのいずれかに準じると広域連合長が認めた場合に限り)のいずれかに該当する者については、当該保険料の 4 月分から 9 月分までの月割算定額に相当する保険料額

第 3 条第 1 項第 5 号中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に、「額」を「額。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、前条第 2 号チのうち旧緊急時避難準備区域に係る者又は前条第 2 号リのうち平成 25 年度以前に特定避難勧奨地点の指定が解除された地点に係る者(以下「旧緊急時避難準備区域等に係る者」という。)で、その世帯に属する後期高齢者医療の被保険者の平成 25 年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号)第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額を合算した額が、600 万円を超える世帯の場合には、当該保険料の 4 月分から 9 月分までの月割算定額に相当する保険料額

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 前条第 2 号ト、チ、リ又はル(ト、チ又はリのいずれかに準じると広域連合長が認めた場合に限り)のいずれかに該当する者に賦課される平成 27 年度相当分保険料であって、平成 28 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては年金支払日)が到来する額。ただし、前条第 2 号トのうち旧避難指示解除準備区域に係る者又は前条第 2 号リのうち平成 26 年度に特定避難勧奨地点の指定が解除された地点に係る者で、その世帯に属する後期高齢者医療の被保険者の平成 26 年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号)第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額を合算した額が、600 万円を超える世帯(以下この号において「上位所得層」という。)

の場合には、当該保険料の４月分から９月分までの月割算定額に相当する保険料額とし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の者については減免の対象としない。

第３条中第２項及び第３項を削り、第４項を第２項とし、第５項を第３項とし、第６項を第４項とする。

附則第２項中「平成27年３月31日」を「平成28年３月31日」と改める。

附 則

この告示は、平成27年３月23日から施行し、平成23年３月11日から適用する。